

## ○鶴いこいの里使用料 計算方法

1. 使用料(市内・市外)は「周南市鶴いこいの里使用案内」の表にある金額を合計し、10円未満の端数を切捨てたものとなります。(計算方法は下の計算ルールをご覧ください。)

\* ( )内の金額は端数を切り捨てた額。ただし販売・宣伝、興業・催しを除く。

2. 周南市以外の方が使用する場合には、使用料(市内)に100分の20に相当する額を加算した金額が使用料(市外)となります。

**\*この場合、10円未満の端数の切捨てはありません。**

3. 使用時間が1時間に満たない場合の使用時間は1時間とみなします。(例;2時間30分→3時間)

4. 宿泊料には光熱水費、冷暖房費、宿泊室、講座室、浴室使用料を含みます。ただし寝具代、食事代は含みません。

5. 使用制限のある場合がありますので事前に鶴いこいの里(Tel.0833-92-0003)までお問い合わせください。

### ◇使用料の計算ルール◇

- ① まず、各部屋の1時間当たり単価に使用時間に乗じて得た各部屋の金額を合計します。
- ② ①の合計金額から10円未満切り捨てた額が市内の方の使用料となります。
- ③ 周南市外の方の場合は、②の使用料を1.2倍したものが使用料となります。  
(市外の方は10円未満の端数の切り捨てがありません)
- ④ 施行規則第9条第5号及び第6号の規定による使用料の減額を受けるときは、②及び③で求めた使用料から、その30パーセント又は50パーセントを差し引いた金額を使用料とします。

#### ☆計算例1☆

例;講座室と調理室と屋内運動場を3時間使用した場合

講座室	178円	×	3時間	=	534円
調理室	157円	×	3時間	=	471円
屋内運動場	1,330円	×	3時間	=	3,990円
			合計	=	4,995円
			⇒⇒10円未満切り捨て	=	<u>4,990円</u>

\* 市内の方 … 使用料 **4,990円**

\* 市外の方 … 使用料(市内) 4,990円 × 1.2 = 使用料 **5,988円**

\* 市内の方(30%減) … 使用料 4,990円 × 0.7 = 使用料 **3,493円**

\* 市外の方(30%減) … 使用料 5,988円 × 0.7 = 使用料 **4,191円**

#### ☆計算例2☆

例;テニスコート1面と夜間照明を3時間使用した場合

テニスコート	314円	×	3時間	=	942円
夜間照明	324円	×	3時間	=	972円
			合計	=	1,914円
			⇒⇒10円未満切り捨て	=	<u>1,910円</u>

\* 市内の方 … 使用料 **1,910円**

\* 市外の方 … 使用料(市内) 1,910円 × 1.2 = 使用料 **2,292円**

\* 市外の方(50%減) … 使用料(市内) 1,910円 × 0.5 = 使用料 **955円**

\* 市外の方(50%減) … 使用料(市外) 2,292円 × 0.5 = 使用料 **1,146円**